

輪島市監査公表第25号

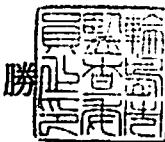
輪島市長より、平成23年12月24日付発輪監査第201号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があるので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

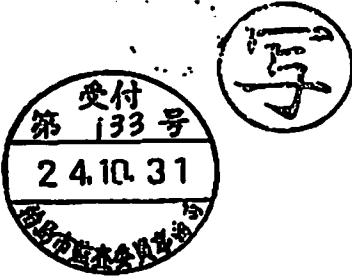
平成24年11月2日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





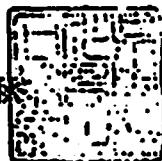
発給第805分

平成24年10月31日

輪島市監査委員 淡 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 株



### 定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 市立輪島病院  
監査執行年月日 平成23年11月30日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①患者負担未収金について</p> <p>定期的な電話、催告書の送付や再診時に連絡が取れるよう看護師とも連携を取り対応をしていることである。</p> <p>しかし、依然として多額の未収金がみられるので、縮減にあたっては、現在の手段のほか納入相談や自宅訪問を行うなど、院内職員が互いに連携し、組織として収納促進と未収金の発生防止対策を講ずることにより一層の取り組み強化を願う。</p>	<p>①患者負担未収金については、発生防止から発生時の対応について未収金対応マニュアルによって組織的な対応に努めている。</p> <p>医師・看護師とは、カルテ上に未収金のある患者であるという情報をのせ、医事・会計職員と情報を共有することにより、更なる未収金発生の防止に努めしていく。</p> <p>また、導入されている滞納管理システムを活用しつつも、不納欠損とすることなく、請求書の送付や自宅訪問を行い収納促進にも努めしていく。</p> <p>今後も未収金の発生防止を目標に取組を行っていく。</p>	措置方針等